別記様式第5号

公文書の開示を請求された方へ

１　公文書の開示決定等は、公文書開示請求書を受け付けた日から１５日以内に行い、当該請求に係る決定通知書により、その結果をお知らせします。

　　　　　公文書開示決定通知書　　　　　　公文書一部開示決定通知書

　　　　　公文書不開示決定通知書　　　　　公文書不存在決定通知書　　　等

２　やむを得ない理由により、決定期間を延長することがあります。この場合は、その旨を書面によりお知らせします。

３　公文書の開示を実施する場合は、あらかじめご都合をお伺いしてから、日時及び場所を１の決定通知書によりお知らせします。

４　公文書の写しの交付を希望する場合は、写しの作成に要する費用を負担していただきます。

　　また、写しの郵送を希望される場合は、郵送に要する費用も負担していただきます。

公文書開示請求受付日　　　　　　年　　　月　　　日

情報公開相談窓口（宇美町役場総務課）

電話番号　　０９２－９３２－１１１１　　代表

担当　　　　　　　　　　　　内線（　　　　）